



最低賃金 中央審議会に改定額が目安額が示されました

- ◆ 実に 7 回にわたる審議の結果、中央最低賃金審議会は、今年度の最低賃金改定額を目安を全国平均で 6.0% (63 円) 引き上げとする答申を行いました。なお、引上げ額を目安については、都道府県の経済実態に応じ、全都道府県を A・B・C の 3 ランクに分けてランクごとに示されますが、今回、岩手県の属する C ランクだけが 64 円、A・B ランクは 63 円とされています。なお、この金額はあくまでも目安であり、今後、各都道府県で審議が行われ、地域ごとの最低賃金が決まります。昨年は目安額に対し実に 27 県が上乗せ し改定額を決定 (岩手県は 9 円上乗せ) しており、岩手県地方最低賃金審議会における審議の行方が注目されるところです。

【参考；昨年の中央最低賃金審議会が示した目安額と東北各県の上乗せ額】 ※最低賃金額は現在の金額です

都道府県	目安額	上乗せ額	最低賃金額	都道府県	目安額	上乗せ額	最低賃金額
宮城県	50 円	0 円	973 円	青森県	50 円	+5 円	953 円
福島県	50 円	+5 円	955 円	秋田県	50 円	+4 円	951 円
山形県	50 円	+5 円	955 円	岩手県	<u>50 円</u>	<u>+9 円</u>	<u>952 円</u>

職業別の求人に関わる賃金情報～岩手労働局発表資料より

- ◆ 令和 7 年 6 月に新しく県内各ハローワークに申し込みのあった求人について、職業ごとの賃金情報が公開されましたので同封いたします。「求人の上限」と「求人の下限」の金額には、基本給の他に毎月決まって支払われる各種手当 (通勤手当を除く) が含まれています。常用フルタイム月額平均について見ますと、「職業計」の求人の上限額は 258,906 円 (前年比 104.5%)、下限額は 195,492 円 (前年比 103.4%) と昨年の最低賃金改定の結果 (全国平均 5.1% 増) 等が反映された金額になっていると考えられます。

協会けんぽから「資格確認書」が届きます

- ◆ 8 月初めから、協会けんぽご加入の事業所様には、「資格確認書の送付予定対象者の一覧表」が協会けんぽ岩手支部より送付されておりますが、今年の 12 月 2 日以降、皆さまのお手元にある水色の協会けんぽ保険証は利用できなくなります。12 月 2 日以降は、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録した「マイナ保険証」または、今回送付予定の「資格確認書」のどちらかをご利用いただくことになります。

なお、資格確認書は従業員の皆さまのご自宅に届きますが、その送付時期は都道府県によって異なっており、岩手県の場合は今年の 9/19～9/26 に予定されています。資格確認書の受け取り等に関する皆さまへ周知用の文書を作成、同封いたしましたのでご活用下さい。用紙右下の口の中に、たな版等を押してお使い下さい。

協会けんぽ・健康保険組合等 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定要件変更

- ◆ 協会けんぽ・健康保険組合等の被扶養認定対象者の年間収入要件が、19 歳以上 23 歳未満の者に限り、現行の 130 万円未満から 150 万円未満に変更になります。令和 7 年 10 月 1 日からの取り扱いです。学生であることは要件ではありません。また、年齢につきましてはその年の 12 月 31 日現在の年齢で把握することに注意が必要です。

「労務管理セミナー」開催の件

当事務所主催の「労務管理セミナー」ですが、今年は 10 月 10 日 (金) の開催を予定しております。詳細は後ほどご案内させていただきます。多数のご参加をお待ちしております。